

議案第 87 号

川崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 4 年 9 月 2 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

川崎市職員の給与に関する条例（昭和 32 年川崎市条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 9 項中「地方公務員法第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項」を「川崎市職員の定年等に関する条例（昭和 59 年川崎市条例第 38 号。以下「定年条例」という。）第 12 条又は第 13 条第 1 項」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「給料月額」を「基準給料月額」に、「その者に」を「当該定年前再任用短時間勤務職員に」に、「その者の」を「第 3 条第 3 項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の」に改め、同条第 10 項中「第 28 条の 5 第 1 項」を「第 22 条の 4 第 1 項」に、「、第 4 項及び前項」を「及び第 4 項」に、「これら」を「これらの規定及び前項」に改める。

第 14 条第 2 項及び第 15 条第 2 項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 16 条の 3 第 2 項中「産業教育手当の月額は」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の産業教育手当の月額は」に、「その者」を「第 3 条第 3 項

の規定により当該職員」に改め、同項の表 1 級の項中「、再任用職員にあつては 18,000 円」を削り、同表 2 級の項中「、再任用職員にあつては 23,000 円」を削り、同表 3 級の項中「及び再任用職員」を削り、同条第 4 項中「前 2 項」を「前 3 項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「については、前項」を「の産業教育手当の月額は、第 2 項」に、「同項」を「前 2 項」に改め、「を産業教育手当の月額」を削り、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 定年前再任用短時間勤務職員の産業教育手当の基準月額は、第 3 条第 3 項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じて次の表に掲げる額（前条の規定により定時制教育手当の支給を受ける者にあつては、同表に掲げる額に 10 分の 6 を乗じて得た額）とする。

職務の級	産業教育手当の基準月額
1 級	18,000 円
2 級	23,000 円
3 級	34,000 円
4 級	38,000 円

第 16 条の 4 第 2 項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 16 条の 7 の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第 5 条の 2」を「第 4 条第 1 項から第 8 項まで、第 5 条の 2」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の見出し及び 8 項を加える。

（特定日以後の職員の給料月額等）

33 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が 60 歳に達した日後における

最初の4月1日（附則第35項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第3条第3項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第4条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

34 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
- (2) 川崎市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年川崎市条例第 号）による改正前の定年条例第3条ただし書に規定する医師及び歯科医師
- (3) 定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（定年条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）
- (4) 定年条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された定年条例第6条に規定する職を占める職員
- (5) 大学教育職給料表の適用を受ける職員（助手を除く。）

35 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第37項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第33項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前

日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第33項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

36 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第3条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第3条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

37 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第33項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第35項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

38 附則第35項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第33項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

39 附則第33項の規定の適用を受ける職員に対する第16条の3第2項の

表の規定の適用については、当分の間、同表の規定にかかわらず、同表に掲げる額（第16条の2の規定により定時制教育手当の支給を受ける者にあつては、同表に掲げる額に10分の6を乗じて得た額）に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

40 附則第33項から前項までに定めるもののほか、附則第33項の規定による給料月額、附則第35項の規定による給料その他附則第33項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

別表第1再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準	基準	基準	基準	基準	基準	基準	基準	基準
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	170,600	209,100	230,400	256,300	303,600	341,600	373,900	410,800	

別表第2再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準	基準	基準	基準
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
	162,200	198,900	219,000	243,400

別表第3再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用	基準	基準	基準	基準	基準
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額

短時間勤務職員		円	円	円	円	円
		291,400	336,200	382,900	433,000	487,200

別表第4再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円
		170,600	209,100	230,400	256,300	303,600	341,600
							373,900

別表第4の2再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		270,700	283,200	307,400	377,400

別表第5再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		225,500	268,900	297,800	326,500	405,600

別表第5の2再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		228,300	264,600	289,500	316,700	397,200

別表第6再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円 209,100	円 215,900	円 230,400	円 256,300	円 303,600	円 341,600	円 373,900	円 410,800	円 410,800

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(職員の勤務延長に関する経過措置)

- 2 改正後の川崎市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）附則第33項から第40項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第3条第5項又は川崎市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年川崎市条例第 号。以下「令和4年改正定年条例」という。）附則第2項の規定により勤務している職員には適用しない。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

- 3 暫定再任用職員（令和4年改正定年条例附則第8項に規定する暫定再任用職員をいう。以下同じ。）（短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項、次項及び附則第8項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員（川崎市職員の定年等に関する条例（昭和59年川崎市条例第38号）第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）であるものとした場合に適用される川崎市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第3条第1項に規定する給料表の定

定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

4 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、川崎市職員の育児休業等に関する条例（平成4年川崎市条例第2号）第15条の規定により読み替えられた改正後の給与条例第4条第10項に規定する人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額とする」とする。

5 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される給与条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、改正後の給与条例第4条第10項に規定する人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額とする。

6 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の給与条例第14条第2項及び第16条の4第2項の規定を適用する。

7 給与条例第15条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の改正後の給与条例第15条第2項に規定する総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員及び川崎市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年川崎市条例第 号）附則第8項に規定する暫定再任用職員」とする。

8 暫定再任用職員の産業教育手当の月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される改正後の給与条例第16条の3第3項の表に掲げる産業教育手当の基準月額のうち、給与条例第

3条第3項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額（給与条例第16条の2の規定により定時制教育手当の支給を受ける者にあつては、同表に掲げる額に10分の6を乗じて得た額）とする。

9 暫定再任用短時間勤務職員の産業教育手当の月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される改正後の給与条例第16条の3第3項の表に掲げる産業教育手当の基準月額のうち、給与条例第3条第3項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額（給与条例第16条の2の規定により定時制教育手当の支給を受ける者にあつては、同表に掲げる額に10分の6を乗じて得た額）に、改正後の給与条例第16条の3第4項に規定する人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額とする。

10 給与条例第4条第1項から第8項まで、第5条の2から第6条の2まで、第7条及び第16条の5の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

11 附則第3項から前項までに定めるもののほか、暫定再任用職員の給与に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

12 川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成16年川崎市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（川崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例の一部改正）

13 川崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例（平成24年川崎市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め

る。

(職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

14 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和26年川崎市条例第46号)の一部を次のように改正する。

第3条中「、給料」を「の期間、その発令の日に受ける給料」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

参考資料

制 定 要 旨

60歳に達した日後における最初の4月1日以後の職員の給料月額を当該職員に適用される給料月額に100分の70を乗じて得た額とすること、地方公務員法の一部改正に伴い、定年前再任用短時間勤務職員の給料月額を定めること等のため、この条例を制定するものである。